

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第四項の規定により、広島市東区若草町一―番一―五〇―一号、田淵信夫の請求に係る監査を次のとおり執行したので、同項の規定によりその結果を公表する。

平成二十五年六月六日

同	同	同	広島県監査委員
同	同	同	犬童英徳
同	同	同	門田峻徳
同	同	同	高橋義峻
同	同	同	佐藤均

広島県職員措置請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定により，広島県職員措置請求について，次のとおり監査を執行した。

平成 25 年 6 月 3 日

広島県監査委員	犬 童 英 徳
同	門 田 峻 徳
同	高 橋 義 則
同	佐 藤 均

第 1 監査の請求

1 請求人

広島市東区若草町 11 番 1 - 501 号 田 淵 信 夫

2 請求書の提出日

平成 25 年 4 月 2 日付け・同日受付

3 請求の要旨

請求人から提出された広島県職員措置請求書及び事実証明書の内容から，請求の要旨を次のとおり解した。

(請求の趣旨)

広島県緊急雇用対策基金事業（東北産農産物等緊急支援事業）における業務委託事業において実施した「地震被災者を元気づける漫画展（以下「漫画展」という。）」は企業広告であり，県の業務委託事業に当たらない。

また，平成 24 年 3 月 30 日に検査を行ったにもかかわらず，平成 24 年 3 月 31 日以降の経費が支出されていた。

県農林水産局農業販売戦略課（平成 25 年 4 月 1 日に組織名称が変更され，現在は販売推進課）の職員は，平成 24 年 4 月 20 日付けで提出された委託業務実績報告書（以下「実績報告書」という。）が法令違反であるにもかかわらず履行確認を行い適正として，広島県緊急雇用対策基金から 1,878,938 円を支出させた。

これにより，県は，1,878,938 円の損害を被ったため，地方自治法第 243 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき，担当課長及び検査職員に対して，連帯して

1,878,938 円を県に賠償するよう決定することを求める。

(県の損害額の内訳)

(1) 漫画展に係る違法な支出

ア	広告費	「リビングひろしま」広告料	157,500 円
イ	賃借料	展示室使用料	108,100 円
ウ	賃借料	パネル展リース代	85,050 円
		合計	350,650 円

(2) 検査未実施による違法な支出

ア	委託費	業務委託費	1,495,169 円
イ	交通費	平成 24 年 3 月 31 日分	1,220 円
ウ	賃借料	平成 24 年 3 月 31 日分	17,377 円
エ	通信費	平成 24 年 3 月 31 日以降分	14,522 円
		合計	1,528,288 円

(請求の理由)

(1) 漫画展に係る違法な支出

ア 平成 23 年 11 月 27 日から同年 12 月 1 日まで広島県民文化センター（以下「県民文化センター」という。）で実施された漫画展は、「県が平成 23 年 10 月 24 日付けで締結した『東北産農産物等緊急支援事業』に係る業務委託契約（以下『本件契約』という。）の受託者」（以下単に「受託者」という。）に関する企業広告であり、県が委託した東北産農産物等緊急支援事業（以下「本件事業」という。）に当たらず、漫画展に係る支出は、不正不当、違法なものである。

イ 平成 23 年 11 月 26 日の「リビングひろしま」の記事広告にも広島県の委託事業での表示は全くなく、受託者の主催であることのみ表示となっている。

ウ 県民文化センターの 1 階看板においても全く広島県の表示はなく、受託者の主催であることのみ表示のみである。

エ 平成 24 年 1 月 10 日発表の農業販売戦略課のプレスリリースには、漫画展は全く記載されていない。

オ 漫画展の展示場内部にも広島県の表示はなく、受託者のみの表示である。

カ 広島県議会の平成 24 年 3 月 6 日の農林水産委員会における報告においても、全く漫画展の報告はなされていない。

キ 県民文化センターで開催された「がんばろう東北！岩手県・宮城県・福島県 特産品フェア」は平成 23 年 12 月 1 日から開始されたものであり、漫画展は集客支援にもなっていない。

ク 本行為は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）第 11 条違反である。緊急雇用創出事業臨時特例交付金は、補助金適正化法第 2 条第 1 項第 4 号

に定める補助金適正化法施行令第2条により明確に定義された資金により造成された基金により支出されているから補助金適正化法の適用を受けることは明らかであり、補助金適正化法に違反して他の用途に支出された違法な支出である。

(2) 検査未実施による違法な支出

平成24年4月26日の検査調書によれば、本件事業の検査日は、平成24年3月30日となっているが、平成24年3月31日に支出したこととなっている。これは不可能な検査であるから実際に地方自治法第234条の2第1項に基づいた検査を行わなかったことは明らかである。法令に基づく検査を行わない公金の支出は違法である。

4 請求の要件審査

- (1) 平成25年4月2日に提出された措置請求書の内容に不備が認められたため、平成25年4月5日付け広監委第1号により補正を求めた。
- (2) 平成25年4月12日に、同日付けで請求人から補正した書類が提出された。
- (3) 本件請求は、県の業務委託契約における財務会計上の行為に関する措置請求であり、地方自治法第242条第1項に定める要件を具備しているものと認め、平成25年4月15日に受理した。

5 証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成25年4月25日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。当日は請求人が出席し、本件請求の内容について陳述が行われた。なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

県が締結した次表の契約に関する次の事項を監査の対象とした。

- (1) 漫画展の実施に係る支出が違法又は不当な支出に当たるかどうか。
- (2) 平成24年3月31日以降の支出が違法又は不当な支出に当たるかどうか。

区 分	内 容
契約の名称及び業務名	業務委託契約「東北産農産物等緊急支援事業業務」
契約の相手方 (受託者)	株式会社パソナ パソナ・広島
契約締結年月日	平成23年10月24日
契約金額	48,073,756円の範囲内で委託業務の実施に要する費用
確定額	34,950,799円
契約期間	平成23年10月24日～平成24年3月31日

2 監査の対象機関及び関係人

(1) 監査の対象機関

地方自治法第 242 条第 4 項の規定により，農林水産局を監査の対象機関として，平成 25 年 5 月 15 日に監査を実施した。

(2) 関係人

地方自治法第 199 条第 8 項の規定により，受託者を関係人として，平成 25 年 5 月 10 日に調査を実施した。

第3 監査の結果

1 農林水産局からの説明

(1) 漫画展について

ア 漫画展の位置付けに係る考え方

(ア) 漫画展の実施概要は，次のとおりである。

a 実施期日

平成 23 年 11 月 27 日（日）～12 月 1 日（木）（5 日間）

b 実施場所

県民文化センター地下 1 階第 3 展示室

c 目的

(a) 「がんばろう東北！岩手県・宮城県・福島県 特産品フェア」（以下「物産フェア」という。）の広告・宣伝

物産フェア	
実施場所	実施期日
ひろしま夢ぷらざ	平成 23 年 11 月 24 日（木）～29 日（火）（6 日間）
県民文化センター	平成 23 年 12 月 1 日（木）～14 日（水）（14 日間）

(b) 広島県民に対する被災地の実情理解及び支援意欲の高揚促進

d 内容

(a) 物産フェアのチラシの配布

(b) 東北 3 県の観光ポスターの掲示及び観光パンフレットの配布

(c) 社団法人日本漫画家協会所属著名漫画家による応援メッセージ付き漫画の展示

e 実施結果

期日	11/27(日)	11/28(月)	11/29(火)	11/30(水)	12/1(木)	合計
入場者数	60 人	36 人	35 人	28 人	43 人	202 人

(イ) 本件契約の企画提案に係る公募に当たり示した仕様書の 5 の (2) エには，委託業務の内容として「物産フェアの広告・宣伝を実施する」と記載している。受託者が提出した企画提案書では，「商工会連合会との連携による物産等 PR」業務の一環として「漫画展」を提案しており，この企画提案は 4 人の審査委員により「必要経費の妥当性」及び「企画内容の優位

- 性」について，“相当である”～“特に優れている”との評価を受けて採用されたものである。同じ内容の仕様書を委託契約書に綴じ込んでおり、漫画展は、物産フェアの広告・宣伝業務として委託業務に含まれている。
- (ウ) 委託契約書に綴じ込む仕様書に各業務のすべてを載せることは困難であり、業務の詳細については、受託者の責任において定めることを本件事業に係る業務委託契約約款（以下「約款」という。）第1条第4項に規定している。
- (エ) 漫画展は、物産フェア等のPRと併せて、県民に対する被災地の実情理解及び支援意欲の高揚促進を期待して実施しており、委託契約書等において県の事業である旨を明記することを規定していない。
- (オ) 「リビングひろしま」掲載記事の内容は実際に行われた事業内容と一致しており、委託者である県に損害を与えていない。
- (カ) 漫画展は、物産フェアのイベントとして広告・宣伝業務の一環として実施しており、紙面に限りのある農業販売戦略課のプレスリリース及び農林水産委員会報告書に記載はないが、県農業販売戦略課長及び受託者の広島支店長の連名で受託者の顧客宛てに発出された案内通知、受託者によるニュースリリース、受託者のホームページニュース、鯉城会館支配人による顧客宛て通知、県職員ポータルサイト内掲示板記事、「広島経済レポート」2011年12月1日号記事を見ても、県の委託事業の一部として実施されたことは明らかである。
- (キ) 漫画展を実施した当時、福島原発事故に係る農水産物等の放射能汚染の風評被害が大きな問題となっており、本件事業は、単に短期の物産フェアによる売り上げを目的に実施したのではなく、県民の風評を払拭し、東北産農水産物等を反復消費させる長期的な効果を狙って実施したものである。
- 漫画展の作品には、これら風評を戒めるメッセージを込めたものも多く、入場者数は5日間で202人であったが、これらの入場者が、直接、物産フェアに出向いたこと、又は当該入場者からの口コミでそれらの家族等が物産フェアに出向いたことにより、東北産農水産物等の購入に抵抗感がなくなった人は多いと考えている。

また、物産フェアに出向かなかった場合にも一定の効果はあったと考えている。

イ 補助金適正化法違反とする請求人の主張に係る考え方

補助金適正化法では、この法律の適用対象となる補助金等及び間接補助金等について、第2条第1項で「『補助金等』とは、国が国以外の者に対して交付する（中略）ものをいう。」、また、同条第4項で「『間接補助金等』とは、（中略）国以外の者が相当の反対給付を受けずに交付する給付金（後略）」と定義しており、本件事業に係る委託料は、県が交付したものであって、また、県は受託者から業務の遂行という相当の反対給付を受けていることから、いずれにも該当せず、補助金適正化法は適用されない。

(2) 平成24年3月31日以降の支出等について

ア 当該経費支出に係る考え方

委託契約書では、業務の履行期間を平成 23 年 10 月 24 日から平成 24 年 3 月 31 日までと定めており、この間における業務の履行に関して生じた経費（本件請求において請求人が違法な支出と主張する経費のうち携帯電話料金は 4 月 7 日の支出、その他はすべて 3 月 31 日の支出）の支弁（委託料の支払）は認められる。

イ 本件事業の履行確認及び委託料の額の確定に係る実施状況

(ア) 平成 24 年 3 月 30 日に検査職員が、本件事業の履行確認を行い、事業費が 34,950,799 円となることを確認した。

なお、平成 24 年 3 月 31 日は土曜日で閉庁日であったことから、受託者に 3 月 31 日以降の支出予定を聞き、支出金額は見込みで確認した。

(イ) 平成 24 年 4 月 20 日に受託者が実績報告書及び関係書類を持参し、農業販売戦略課内で受託者立会いのもと、書類検査を行い、その後、関係書類を預かり、4 月 26 日まで詳細な検査を行った。

(ウ) 平成 24 年 4 月 26 日に検査職員が、委託料の額の確定に係る検査調書を作成し、事業費を 34,950,799 円として確定させた。

なお、事務の錯誤により、検査調書の検査年月日欄に履行確認の実施日である「平成 24 年 3 月 30 日」と記載していたが、正しくは「平成 24 年 4 月 26 日」と記載すべきであった。

ウ 検査を行わなかったとする請求人の主張に対する考え方

上記イのとおり、地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による契約の適正な履行を確保するため必要な検査は適正に行っており、一部に事務の錯誤があったものの委託料の支出に一切問題はないと考えている。

2 関係人からの説明

(1) 漫画展の位置付け及び企画提案内容について

漫画展は、あくまで、物産フェアの広告・宣伝の一環として実施したものであり、広島県民に対し、風評被害防止などを伝えていくための手段として提案したものである。

実際に展示作品の中には、風評被害防止のメッセージなどを伝えるものが何点か含まれている。

(2) 企業広告に当たるとする請求人の主張について

企業 PR が目的であれば、当社が人材派遣を行う企業であることを PR するところであるが、企業名以外は表示していない。

プロポーザル（企画提案）方式の委託契約締結時に提出した委託料の見積資料においても、漫画展の開催経費は含まれている。

県農業販売戦略課長及び当社の広島支店長連名による当社の顧客宛ての漫画展案内通知については、200 社程度にメール等で PR をしたものであり、漫画展が県の委託事業の一部として実施されたことは明らかである。

(3) 広告や会場において広島県の表示をしなかった理由について

東北産農産物応援のための風評被害防止を主目的として実施した。また、広島県の委託事業と表示する義務があることが契約条項に含まれていなかった。

(4) 漫画展が集客支援になっていない旨の請求人の主張について

漫画展は、本来、もっと長期間開催した方が望ましかったと思うが、会場予約の都合上困難であった。

また、202人という入場者数であったが、被災地の状況を訴えることができ、有意義だったものであり、「ひろしま夢ぷらざ」における東北特産品等の販売は大好評であったと聞いている。

3 事実関係等の確認

請求人から提出された証拠資料、監査の対象機関から提出された監査資料及び関係人調査から確認された事実関係等は次のとおりである。

(1) 公募手続及び業者選定等について

ア 本件事業に係る予算措置等

本件事業は、平成23年広島県議会9月定例会において、広島県緊急雇用対策基金を財源として充当した上で、48,100,000円の補正予算案が提案され、その議決を経て予算措置が講じられたことにより実施されたものである。

イ 公募手続、応募、審査、業者選定及び委託契約の締結

本件契約に係る手続については、次のとおり行われていることを確認した。

区分	手続内容
公募	平成23年9月20日～10月3日 本件事業に係る企画提案の公募
公募事業説明会の実施	平成23年9月26日 受託者を含む3社が参加
企画提案書提出	平成23年10月3日 受託者1社による企画提案書の提出
企画提案書審査	平成23年10月4日 委員長を農業振興部長、委員を農林水産総務課企画担当監、園芸産地推進課長、農業販売戦略課長として、書面審査を実施
採択通知	平成23年10月5日 審査結果通知
見積書提出	平成23年10月17日 受託者より契約締結のための見積書提出
契約締結	平成23年10月24日 契約の締結 (契約期間：平成23年10月24日～平成24年3月31日)

(2) 委託料の支出状況

本件契約の特約事項として、委託料を概算払することができることが規定されていることを確認した。

また、本件契約に定める委託料の概算払日及び支払限度額並びに支出の実績は、次表のとおりであることを確認した。なお、次表の①の概算払については、本件契約に定める第1回概算払分と第2回概算払分とを合わせて支払限度額を2千万円として平成24年2月7日に支出したものである。

概算払の規定（契約書）			支出実績	
回数	概算払日	支払限度額	支払日	支払額
第1回	平成23年12月28日	10,000,000円	【概算払】	
第2回	平成24年1月31日	10,000,000円	①平成24年2月7日	11,233,405円
第3回	平成24年2月29日	10,000,000円	②平成24年2月29日	4,848,245円
第4回	平成24年3月30日	10,000,000円	③平成24年3月30日	6,497,292円
合計額		40,000,000円	概算払 計	22,578,942円
			【精算払】	
			④平成24年5月31日	12,371,857円
			①～④の合計	34,950,799円

(3) 漫画展について

ア 企画提案書の内容

受託者が県に提出した企画提案書により、「ひろしま夢ぷらざ及び県民文化センターにて、広島県商工会連合会との連携により1週間単位の東北の特産品の販売や観光PRを実施するための物産フェアを実施するとともに、県民文化センターにおいては、物産フェアと併せて、著名漫画家による『東北関東大震災被災者への応援メッセージ』を展示し、復興支援をPRする予定」であったことを確認した。

また、経費の内訳を示すために上記企画提案書に添付された積算資料において、漫画展の費用としての明示はないものの、次のような項目があることを確認した。

- ・ 賃借料（平日会場使用料） 県民文化センター展示ロビー（11月～12月） 366,600円
- ・ 賃借料（休日会場使用料） 県民文化センター展示ロビー（11月～12月） 169,000円
- ・ 通信運搬費 展示パネル・運搬費（11月～12月） 200,000円
- ・ 広告料 宣伝広告 広告（新聞・チラシ・WEB）（11月） 500,000円

イ 見積書における漫画展に係る経費

県が本件契約を締結するために受託者から徴した見積書において、委託料の総額が48,073,756円であることを確認した。

また、経費の内訳を示すために上記見積書に添付された積算資料において、漫画展の費用としての明示はないものの、次のような項目があることを確認した。

- ・ 賃借料（平日会場使用料） 県民文化センター展示ロビー（12月） 83,200円
- ・ 賃借料（休日会場使用料） 県民文化センター展示ロビー（11月） 24,900円
- ・ 賃借料 展示用備品（11月～12月） 60,000円
- ・ 広告料 宣伝広告 広告（新聞・チラシ・WEB）（11月） 500,000円

このうち賃借料の合計額108,100円は、漫画展開催に当たって県民文化センターの展示ロビーを借り上げるために要した費用の額と一致していることを確認した。

ウ 契約書の内容及び漫画展に係る経費

約款第1条第4項に、受託者は、特別の定めがある場合等を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定める旨の規定があることを確認した。

また、契約書に定める委託料の限度額は、イの見積書で提示された委託料総額と同額の48,073,756円であることを確認した。

エ 漫画展に係る経費の実績

漫画展に係る経費について、請求人は、次表の①から③までの広告費及び賃借料350,650円を挙げているが、この他に④から⑦までの通信費及び人件費の計56,449円があり、漫画展に係る経費は、合計407,099円であることを確認した。

なお、平成24年4月20日、受託者が県に提出した実績報告書に添付の支出リストに記載された次表の支出年月日のうち、①、③、④、⑤及び⑥については、実際に受託者が支払を行った支出年月日と異なることを確認した。実際の支出年月日は、次表のとおりである。

	費目	支出内容	実績報告書支出リストの支出日	受託者の実際の支出年月日	支出額
①	広告費	「リビングひろしま」 広告料	平成23年 11月30日	平成23年 12月26日	157,500円
②	賃借料	漫画展展示室使用料	平成23年 11月18日	平成23年 11月18日	108,100円
③	賃借料	パネル展リース代 〔内訳〕 ・観光ポスター11枚 ・観光ポスター8枚 ・漫画展看板作成費用	平成23年 12月25日	平成24年 1月25日	85,050円
①～③の計 350,650円 (請求人の主張額)					
④	通信費	漫画作品の配送料 (仙台→広島)	平成23年 11月22日	平成23年 12月26日	2,352円
⑤	通信費	漫画作品の配送料 (広島→仙台)	平成23年 12月20日	平成24年 1月25日	2,488円
⑥	人件費	契約社員の賃金、労災保険料 〔内訳〕計14時間30分 ・11/28, 11/29 ・12/1	11月 12月	平成23年 12月15日 平成24年 1月13日	33,073円
⑦	人件費	新規雇用者の賃金、労災保険料 (11/27, 11/30計12時間20分)	—	平成23年 12月15日	18,536円
④～⑦の計 56,449円					
支出額合計 407,099円					

上記漫画展に係る経費については、平成24年1月13日付けで、受託者から県へ提出された概算払請求書に添付された支出簿により、平成24年2月7日の第1回目の概算払において支出されたことを確認した。

ただし、上記表の①「リビングひろしま」広告料157,500円については、受託者が、第1回目の概算払請求書の支出簿に、本来、157,500円を記載すべきところ、誤って、157,000円としたため、結果的に500円が請求漏れとなった。

平成24年4月20日、受託者から県へ提出された実績報告書に添付の支出リストでは、「リビングひろしま」広告料は、157,500円となっており、この金額により、平成24年5月31日に精算払が行われていることから、上述の500円については、この精算払によって支出されていることを確認した。

オ 漫画展の開催に係る広告記事等について

漫画展に係る「リビングひろしま」(2011年11月26日)の広告記事には、漫画展が県の委託事業である旨の表示はないが、経済情報誌「広島経済レポート」(2011年12月1日号No.2798)においては、「広島県の『東北産農産物等緊急支援事業』として、12月1日まで全国の著名漫画家が描いた『大震災被災者への応援メッセージ』を県民文化センターで展示している」ということが明記されていることを確認した。

また、平成23年11月17日付けで、県農林水産局農業販売戦略課長と受託者の連名による「復興支援に向けた展示会開催のご案内」においても、「広島県緊急雇用基金事業『東北産農産物等緊急支援事業』に際し、事業の一環として県民文化センター展示ホールにて復興支援に向けた展示会を行う」ことが記載されていることを確認した。

このほか、受託者のグループ会社本社による報道関係者に対する平成23年11月24日付けのニュースリリース資料などにおいて、漫画展が広島県からの委託事業として実施している旨が記載されていることを確認した。

(4) 本件契約に係る検査の実施状況について

地方自治法第234条の2第1項の規定に基づく本件契約に係る履行確認及び検査については、次のとおり実施されたことを確認した。

ア 履行確認(履行確認書の作成)

県が本件契約に係る委託料について、平成23年度の支出であることを確定させるためには、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条第1項第4号の規定により、当該年度内に本件契約が履行されたことを確認する必要がある。

本件契約の履行確認については、平成24年3月31日(土曜日)が閉庁日であることから、平成24年3月30日に、農業販売戦略課の検査職員が、平成24年3月30日までの支出額と平成24年3月31日以降の支出見込額等に基づき、履行確認書を作成したことを確認した。

イ 委託料の額の確定(検査調書の作成)

約款第26条第1項の規定では、受託者は業務を完了した日から起算して20日以

内に実績報告書を提出することとされ、同第2項では、発注者（県）は、実績報告書の提出を受けた日から10日以内に検査し、委託料の額を確定するものとされている。

本件契約に係る委託料の額の確定は、第3の3（4）アの履行確認を踏まえ、受託者から平成24年4月20日付けで提出された実績報告書に基づいて、平成24年4月26日、農業販売戦略課の検査職員が委託料の額の確認作業を行った上で検査調書を作成し、同担当課長がこれを決裁することにより行われており、上記約款の規定に沿った事務処理が行われていることを確認した。

なお、この検査調書の作成において、検査年月日を平成24年4月26日ではなく平成24年3月30日と記載しているが、受託者から平成24年4月20日付けで実績報告書が提出されていることから、検査年月日の記載に誤りがあったことは明らかである。

以上の履行確認及び検査を経て、平成24年5月14日に、県から受託者に対して、本件契約に係る委託料の額の確定通知が行われ、平成24年5月31日に精算払が行われたことを確認した。

(5) 平成24年3月31日以降の経費及び支出の状況について

平成24年3月31日以降に支払われた経費について支出実績を確認したところ、次表のとおり、委託費や通信費など6件の支出があり、合計1,528,288円であることを確認した。

また、この金額は、請求人が検査を受けていないと主張する金額と一致することを確認した。

受託者から県に対して実績報告書が提出された時点で支払見込みであったものについては、すべて、委託料の額の確定のために検査が実施された平成24年4月26日までに支払が行われたことを確認した。

なお、平成24年4月20日、受託者から県に提出された実績報告書に添付の支出リストに記載された支出年月日が、実際に受託者が支払を行った支出年月日と異なることを確認した。実際の支出年月日は、次表のとおりである。

	費目	支出内容	実績報告書支出 リストの支出日	受託者の実際 の支出年月日	支出額
①	委託費	広島県産農産物等（広島レモン等）の東北地方量販店での販売促進業務委託費	平成 23 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 25 日	1,495,169 円
②	交通費	東北産農産物応援フェア開催の量販店（マダムジョイ 楽々園店等）の撤収業務のためのバス・市内電車運賃（2 人分）	平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 13 日	1,220 円
③	賃借料	広島県産農産物等販売促進担当のプロジェクトマネージャーに係る平机，椅子等のレンタル代	平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 25 日	1,627 円
④	賃借料	上記③の什器撤去代	平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 25 日	15,750 円
⑤	通信費	仙台から広島県果実農業協同組合連合会東京支所（東京都大田区）への宅配便代（2 箱）	平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 25 日	1,733 円
⑥	通信費	東北産農産物応援フェアのプロジェクトマネージャーに係る平成 24 年 3 月分の携帯電話使用料	平成 24 年 4 月 7 日	平成 24 年 4 月 26 日	12,789 円
（支出額合計）					1,528,288 円

(6) 補助金適正化法の適用対象について

ア 国から県に交付される「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」について

補助金適正化法は、その第 2 条において同法の適用対象を明らかにしている。同条第 1 項によれば、この法律において「補助金等」とは、「国が国以外の者に対して交付する補助金，負担金，利子補給金及びその他相当の反対給付を受けない給付金であって政令で定めるものをいう」と規定している。

県が受託者との間で締結した本件契約の財源は、国から交付された「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を基金として造成したものである。当該交付金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 2 条により補助金等とする給付金に指定されている。

したがって、国が県に対して交付する当該交付金については、補助金適正化法の適用を受けるものである。

【参考】補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第2条（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一 補助金

二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）

三 利子補給金

四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

イ 本件契約に係る委託料について

県が国からの交付金を基金として造成し、これを財源として第三者に事業の執行を委託する場合、受託者に対して支出する委託料が補助金適正化法の適用を受けるかどうかについては、まず当該委託料が同法第2条第1項に定める「補助金等」に該当するかについて検討する必要があるが、本件契約に係る委託料は、「国が国以外の者に対して交付する」ものではないことから、同項に定める「補助金等」には該当しない。

次に、当該委託料が同条第4項に定める「間接補助金等」に該当するかについては、同項第1号では、「間接補助金等」とは、「国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの」と規定している。すなわち、「間接補助金等」とは、国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金であることを要しており、他方、国の補助金等を財源として交付されるものであっても、相当の反対給付を受けて交付されるものであれば「間接補助金等」に該当しない。本件契約に係る委託料は、県の委託した業務の遂行への反対給付であることから、同項に定める「間接補助金等」に該当せず、よって補助金適正化法は適用されない。

4 判断

以上のような事実関係等の調査及び確認並びに監査対象機関及び関係人からの説明に基づき、本件請求について、次のように判断する。

(1) 漫画展が委託契約に含まれないとする請求人の主張について

請求人は、「漫画展は、明らかに受託者の企業広告であり、広島県が委託した東北産農産物等緊急支援事業に当たらないことから、これに要した350,650円は違法な支出である」と主張する。

ところで、地方自治法第242条第2項は、住民監査請求の請求期間について「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、

これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

第3の3(2)で確認したとおり、県から受託者に対する経費の支払については、平成24年2月7日、平成24年2月29日、平成24年3月30日の3回の概算払及び平成24年5月31日の精算払により行われている。

請求人が主張する漫画展に係る支出額350,650円については、上記の支出のうち、平成24年2月7日の第1回目の概算払で350,150円の支払が、平成24年5月31日の精算払で500円の支払が行われたところである。

具体的には、漫画展に係る経費について、受託者は、平成24年1月13日付けの第1回目の概算払請求書で全額を請求したとの認識であったが、実際には、「リビングひろしま」への広告料を、本来157,500円とすべきところ、誤って、157,000円とし、差額の500円が請求漏れとなっていた。その結果、残額の500円については、平成24年5月31日の精算払により支払われたものである。

経費の支払において、概算払を行ったときの住民監査請求の請求期間の起算点は、裁判例（静岡地裁平成5年7月15日判決）によれば、「個々の支出行為のあった日と解するのが相当である。なぜならば、概算払も（地方自治）法232条の5第2項に規定されている正規の支出の一方法であり、それ自体について従うべき財務会計法規が存する上、実質的にもそれにより地方公共団体の資金が流出し、私人に帰属する」としている。

この判決は、控訴審（東京高裁平成6年2月24日判決）で支持され、上告審（最高裁平成7年2月21日第三小法廷判決）でも、「概算払は、地方自治法が普通地方公共団体の支出の一方法として認めているものであるから、支出金額を確定する精算手続の完了を待つまでもなく、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為としての公金の支出に当たる」とし、「概算払による公金の支出についての監査請求は、当該公金の支出がなされた日から一年を経過したときは、これを行うことができないものと解するのが相当」であるとしている。

また、地方自治法第242条第2項ただし書の「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものと解されているところであるが、平成24年2月7日の概算払は秘密裡に行われたものではなく、請求人が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたとするべきである。

このため、本件請求のうち、漫画展の支払に係る住民監査請求の起算点は、個々の支出行為のあった日、すなわち、第1回目の概算払で支出された350,150円については平成24年2月7日であり、精算払で支出された500円については平成24年5月31日である。

平成25年4月2日になされた本件請求のうち、第1回目の概算払で支出された漫画展に係る350,150円については、地方自治法第242条第2項で定める請求期間の1年を経過してなされたものであり、また、同項ただし書の「正当な理由」を認めること

はできないことから却下する。

次に、本件請求のうち、精算払で支出された漫画展に係る 500 円について検討する。

この 500 円は、前述のとおり、「リビングひろしま」への広告料の一部である。

まず、漫画展が、県と受託者の間でどのように位置付けられていたかについてであるが、第 3 の 3 (3) で確認したとおり、平成 23 年 10 月 3 日に受託者から県へ提出された「東北産農産物等緊急支援事業業務委託 企画提案書」において、ひろしま夢ぷらざ及び県民文化センターで物産フェアを実施すること、県民文化センターでは、これと併せて、著名漫画家による東北震災被災者への応援メッセージを展示し、復興支援を PR する予定であることが明記されている。

また、「広島経済レポート」(2011 年 12 月 1 日号 No.2798) に掲載された記事には、漫画展が県の事業として実施することが明記されている。

これらのことから、漫画展が企画提案の段階から含まれ、本件事業の一環として実施されたことは明らかと言える。

企画提案書に添付された積算資料及び契約締結のための見積書において、新聞等の広告料が 500,000 円計上されていること、約款には、特別な定めがある場合等を除き、受託者の責任において業務を完了するための手段が委ねられていること、さらには、広島県の表示を義務付ける規定がないことから、「リビングひろしま」への広告料は、契約を逸脱した広告料とは言えない。

また、第 3 の 3 (6) で確認したとおり、本件契約に係る委託料は補助金適正化法の適用対象ではなく、補助金適正化法第 11 条に違反するということはない。

よって、本件請求のうち精算払で支出された漫画展に係る 500 円については、理由がないので棄却する。

(2) 平成 24 年 3 月 31 日以降の経費が検査されないまま支出されたとする請求人の主張について

請求人は、「平成 24 年 4 月 26 日の検査調書によれば、検査日は平成 24 年 3 月 30 日となっており、平成 24 年 3 月 31 日の支出を検査したこととなっているが、不可能な検査であるから、実際に地方自治法第 234 条の 2 第 1 項に基づいた検査を行わなかったことは明らかである。法令に基づく検査を行わない公金の支出は違法である」と主張する。

委託事業に係る県による履行確認、検査及び支出について監査を行ったところ、第 3 の 3 (4) で確認したとおり、委託事業に係る履行確認については、平成 24 年 3 月 31 日以降の支出見込額を確認の上、平成 24 年 3 月 30 日に実施されている。

平成 24 年 4 月 20 日、受託者から県に対して提出された実績報告書に基づいて、委託料の額の確定のための検査が実施され、平成 24 年 4 月 26 日に検査調書が作成され、委託料の額の確定が行われている。

上記実績報告書の中には、支出見込額も含まれていたが、検査調書が作成された平成 24 年 4 月 26 日までに、すべての支出見込額について支出が行われている。これらの金額については、すべて支出見込額と一致している。

検査調書上の検査年月日の誤記入や実績報告書の検査において支出証拠書類等との確認が不十分なものが見受けられたところであるが、県に損害を与えるような重大な誤りはなく、本件契約において、県の業務委託の対価として委託料を支出することが不当であるとは言えない。

以上のことから、法令に基づく検査を経ない公金の支出がなされたとは認められず、農業販売戦略課の職員による履行確認及び委託料の額の確定に係る行為が県に損害を与えたものとは認められない。

よって、上記職員による賠償を求める本件請求は、理由がないので棄却する。

付 記

本件請求に対する判断は上記のとおりであるが、次のような事業執行上の問題が見受けられる。

第一に、漫画展は、物産フェアの広告・宣伝として実施したものであるが、委託契約書には、漫画展を実施することが明記されていないことについてである。

この点に関して、農林水産局は、「業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定める」との約款第1条第4項の規定を根拠に、漫画展は受託者の自由裁量の範疇に属する旨の説明をしているが、受託者を決定するための企画提案の審査において、漫画展を優れた提案と評価していることから考えると委託契約に明記してその実施を義務付けるべきものである。

また、著名漫画家による漫画展という内容自体も、物産フェアを実施する際の重要な広告・宣伝として特記すべき事業と思われる。

こうした契約書上の不明確さが、一部の広告において「広島県」という事業主体の明記を欠いたこととあいまって、請求人の疑念を招くきっかけとなったものである。

今後の事業執行に当たっては、すべての事業内容を網羅的に契約書に盛り込むことは合理的ではないが、少なくとも重要な事業や特筆すべき事業については契約書に明記するようにされたい。併せて、県民への説明責任も果たすよう努めるべきである。

第二に、漫画展は、407,099 円の経費をかけて実施されたものであるが、その入場者数は、5日間で計202人で、入場者1人当たりの経費は約2千円がかかった計算となり、費用対効果に疑問を抱かざるを得ないという状況があった。

この点に関して、農林水産局は、これら入場者やその家族等が物産フェアに出向いたことにより、東北産農水産物等の購入に抵抗感がなくなったなど、一定の効果があつたと考えられるとしているが、漫画展への入場者や物産フェアへの来場者にアンケート等を徴した事実はなく、希望的観測の域を出ない。

また、漫画展は物産フェアの宣伝・広告であるから、その効果は物産フェアの実績に現れるべきものであるが、平成23年度9月補正予算の要求資料において、物産フェアを含む本件事業全体の合計販売額105,000千円との成果目標が掲げられたのに対し、販

売実績（仕入れベース）は合計 20,800 千円と目標を大きく下回ったものである。

こうした点に鑑みると、漫画展自体に係る目標設定はなかったが、物産フェアの宣伝・広告としての効果が十分であったとは認めがたいところである。

上記のような結果となった原因としては、そもそも漫画展の実施方法に問題があったためである。具体的には、

- ・ 会場予約の都合を優先したため、物産フェアが2か所で計 20 日間開催されたにもかかわらず、漫画展の開催期間と重複した日数は計 4 日間にとどまったこと、
- ・ 漫画展の開催場所と物産フェアの開催場所が異なっていたにもかかわらず、漫画展入場者が物産フェアへ出向くように誘導するための積極的な工夫が見受けられないこと、
- ・ パブリシティー（報道機関への資料提供）などを活用した効果的なPRが行われておらず、一般県民向けの広告・宣伝が不十分であったこと、

などが挙げられるように、改善の余地は十分あったのではないかと考えられる。

今後の事業執行に当たり、漫画展のような特別なイベントを開催する際は、そのイベントに期待される効果や達成すべき目標を明確にしておくとともに、アンケート調査等によりその効果が検証できるよう工夫するなど、PDCAサイクルの実施に意を払うべきである。

第三に、委託料の額の確定をするための検査において、当該検査の日を誤って履行確認日の3月30日とし、決裁の過程においてもチェック機能が働かなかった点が挙げられる。

また、受託者から提出された実績報告書に添付の支出リストの支出年月日に、実際に受託者が支出した年月日と異なる年月日が記載されていることを看過するなど、受託者の支出証拠書類等を十分に確認していないと思われる状況があった。

さらに、第3の3(2)で確認したとおり、実際に支払われた第1回目の概算払について、その支払日及び金額が契約書と異なっている。契約書に定める第1回と第2回を合わせて平成24年2月7日に支出したものであるが、こうしたケースでは、変更契約を締結した上で支出するなど、その支出の根拠をより明確化しておくべきである。

これまでも会計事務の適正化や検査の厳格化については監査委員として強く意見を述べてきたところであるが、かかる事態が生じていることは遺憾である。

今後の事業執行に当たっては、委託契約や補助金業務などの履行確認・検査及び支出においてこうしたことが再発しないよう、事務フローの総点検を行うとともに、決裁権者等のチェック機能が有効に働くよう、これらに対する研修も実施していただきたい。

本件事業は、国民的関心の高い東北地方の復興支援を目的にしていたが、9月補正予算を受けて、短期間に過密なスケジュールが組まれたため、事業内容の細部が明確にされておらず、進行管理も十分でなかったことから、当初目指していた成果が得られなかったものである。

今後の事業執行に当たっては、その目的が達成できるよう、現場主義や成果主義の意識を高め、これまで以上の緊張感を持って取り組んでいただきたい。